

ふじみ野市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率(法第12条第2項に規定する第1号被保険者の保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,395円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,265円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,610円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,100円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,800円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、<u>第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,700円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率(法第12条第2項に規定する第1号被保険者の保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,500円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,200円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,200円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,200円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ <u>又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,900円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に</p>

定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 103,500円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 117,300円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 131,100円

ア 合計所得金額が4,200,000円以上5,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第1

定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 94,500円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 113,400円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第1

2号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 144,900円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 158,700円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 165,600円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上9,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 172,500円

ア 合計所得金額が9,000,000円以上11,000,000円未満であり、かつ、

2号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 119,700円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 126,000円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 132,300円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 138,600円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、か

前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 179,400円

ア 合計所得金額が11,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 186,300円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 193,200円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万9,665円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,665円」とあるのは、「3万3,465円」と読み替えるものと

つ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 144,900円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,900円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,900円」とあるのは、「3万1,500円」と読み替えるものと

する。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,665円」とあるのは、「4万7,265円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の賦課)

第7条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

(介護保険等運営審議会)

第13条 市は、介護保険事業等の円滑な運営を図るとともに、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため、ふじみ野市介護保険等運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

附 則

(延滞金の割合の特例)

する。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,900円」とあるのは、「4万4,100円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の賦課)

第7条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(介護保険等運営審議会の設置)

第13条 市は、介護保険事業等の円滑な運営を図るとともに、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため、ふじみ野市介護保険等運営審議会(以下「運営審議会」という。)を設置する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。